

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公開番号】特開2016-2136(P2016-2136A)

【公開日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-002

【出願番号】特願2014-122722(P2014-122722)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/06 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B	53/06	B
A 6 3 B	53/06	C

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月31日(2017.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本実施形態の場合、交換部材18と交換部材19とは、全長を除いて同じ構成としている。交換部材18の全長はL1であり、交換部材19の全長はL2であり、両者はL1>L2の関係にある。ここで、本実施形態の場合、全長L1と全長L2との違いは、専らネジ軸18aとネジ軸19aの長さの違いによるものであり、頭部18bと頭部19bとは同じ形状である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

図3(A)において、面S1はゴルフクラブヘッド10を、その規定ライ角、規定ロフト角で接地面に接地させたときに、フェース部11の幾何中心Fcを通り、接地面と垂直であり、トゥヒール方向と垂直な仮想垂直面である。なお、ライ角は図3(A)において角度1で示されるとおり、ホゼル部15に装着されるシャフト軸線L11と、接地面とがなす角度である。ロフト角は図3(B)において角度2で示されるとおり、フェース部11と、接地面に垂直な面とがなす角度である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

ゴルフクラブヘッド100は、単一部品で構成してもよいし、複数のパーツを接合して組み立てることができる。複数のパーツを接合する場合、例えば、本体部材とフェース部材とから構成できる。本体部材はフェース部101以外の部分を構成し、フェース部材は本体部材に接合されてフェース部101を形成する。